

授業科目名	消費者法 Consumer Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前期(隔年開講)
開講曜日・時限	集中
単位数	2単位
担当教員名	坂東俊矢(Bando Toshiya)
授業の目的	消費者にかかわる法とそれによる救済法理をの基本を理解することを目的とします。消費者被害の法的な救済は、単に民事法理によってだけではなく、行政規制や消費者施策も重要です。とりわけ、消費者被害の拡大防止や未然防止に行政規制が果たす役割は重要です。もともと、時間的に限られたこの講義では、民法との関係をとりわけ重視して、消費者被害の救済法理の意味を理解することに重点をおきます。
履修条件	条件はありません。 ただ、消費者被害の救済法理は民法との関係が重要です。基礎民法を受講されていることが望ましいと思います。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	講義の対象となる主な法律は、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、製造物責任法です。もちろん、その法律の土台には民法があります。集中講義ですので、できるだけ1日の講義で一つまたは二つのテーマが完結するよう工夫します。なお、消費者政策に関する法律として、消費者基本法、消費者教育推進法も触れる予定です。なお、最後には、まとめとして、消費者紛争を解決するための通知書(内容証明)の作成も行い、講義内容の確認をしていただく予定です。 This lecture examines legal theory and practice on consumer law in JAPAN. From 2000, there are legal trend to establish a set of grand rules for civil legislations relating to consumer protection and right. This lecture focus on what is actually going on in consumer law.
授業計画	第1回 消費者紛争の実際と法律の役割－消費者基本法と消費者政策 第2回 民法と消費者契約法理の交錯(1)－未成年者取消権はなぜ消費者救済法理になったのか 第3回 民法と消費者契約法理の交錯(2)－高齢者の消費者被害と民法による救済とその限界 第4回 消費者契約法の理論と実際(1)－消費者の概念と消費者契約 第5回 消費者契約法の理論と実際(2)－消費者契約締結過程の適正化 第6回 消費者契約法の理論と実際(3)－消費者契約の内容の適正化(不当条項規制) 第7回 特定商取引法の理論と実際(1)－特商法の適用取引とクーリング・オフの法理 第8回 特定商取引法の理論と実際(2)－訪問販売による過量販売とその法規制(民法と特商法) 第9回 特定商取引法の理論と実際(3)－通信販売規制とネット通販 第10回 特定商取引法の理論と実際(4)－継続的役務提供と中途解約権(NOVA事件を素材に) 第11回 クレジット取引と消費者－割賦販売法の適用対象と加盟店管理責任 第12回 クレジット取引と消費者(2)－クレジットカード取引をめぐる消費者問題 第13回 製品の安全と消費者(1)－製造物責任法が解決した問題と残された課題 第14回 製品の安全と消費者(2)－食品表示をめぐる法律と消費者のかかわり

	第15回 消費者の契約被害とその法的救済法理についての事例研究
授業の進め方	法科大学院の講義らしく、受講生の皆さんと対話をしながら授業をすすめます。消費者法は、それぞれの日常生活にかかわる法律問題です。まずは、生活感覚と皆さんの法律理解を基盤にその解決のあり方を議論しましょう。それから、当たり前ですが、講義に必要なものは法律の条文、関連する裁判例です。それぞれの講義時に具体的に指示をします。集中講義なので、予習をお願いすることは簡単ではないと思いますが、講義ごとに考えておいていただきたいことを提示しますので、よろしくお願いします。
教科書及び参考図書等	教科書は指定しません。消費者法は度々改正がされています。できるだけ新しい書籍を参考図書として下さい。なお、参考書として、中田・鹿野編『基本講義 消費者法第2版』(日本評論社)、坂東・細川『18歳から考える消費者と法 第2版』(法律文化社)を推薦します。『基本講義消費者法』は改訂中ですが、講義までには新版が出ていると思います。また、廣瀬・河上『消費者法判例百選』(有斐閣)も参考にして下さい。必要な判例については指示します。それから、国民生活センターや消費者庁のホームページには学習の参考になる資料やデータが多数、掲載されています。参考にして下さい。
試験・成績評価等	講義終了後の試験(70%)、消費者契約法の講義終了までに提出いただく予定のレポート(15%)、最終回的事例研究の際にまとめていただく内容証明郵便(15%)の素点を基礎に、相対評価の割合を考慮して、成績を評価します。
事前学習	それぞれの講義終了時に、次回の学修までに確認、検討いただきたい事項を示します。基本的には、条文など法令関係の確認と関連する裁判例の簡潔な検討です。
課題レポート等	第6回の消費者契約法の講義が終了後に簡潔にまとめていただく予定の事例に関する簡潔なレポートと最終回15回目の事例を使った内容証明郵便の作成をお願いする予定です。
オフィスアワー	授業終了後に質問を受け付けます。その他メール等でアポイントメントをとれば適宜対応します。
その他	消費者法は、現場感覚あふれる法領域です。企業法務を担う実務家であれ、市民や消費者の人権を尊重する弁護士であれ、法律実務家として消費者法とのかかわりは不可欠です。講義はLIVEです。研究者として、また法律実務家としてこの問題にかかわってきた私らしい講義をします。その講義を通して、消費者法に対する姿勢と感性とを感じていただきたいと思っています。ともかく、夏の終わりの4日間をお互いの努力で楽しい時間にしましょう。